

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 預金・債券等の利子所得や先物取引に係る雑所得については、金融商品間の損益通算に制限があるなど、リスク資産の損失について十分な整備がなされていない。</p> <p>・ 特例措置の内容 金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けて、以下の必要な税制上の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品間（上場株式、公募投資信託、預金、債券、先物取引（取引所取引））について損益通算の範囲を拡大すること 2 損益通算の拡大に併せて、現行の債券税制について次の見直しを行うこと <ol style="list-style-type: none"> ① 債券の利子・譲渡所得等を申告分離方式に変更すること ② 利払日に個人等が保有している場合のみ源泉徴収の対象とすること ③ デフォルト債の損失は譲渡損失とみなすこと ④ 償還期間3年以下の割引債について、発行時の源泉徴収を廃止すること 3 損益通算の拡大にあたっては、特定口座を最大限活用すること（預金・債券の利子、先物取引（取引所取引）の決済差金、国外株式（国内上場）の配当等について特定口座での取扱いを可能とすること） 4 制度導入にあたっては、個人投資家の利便性を損ねたり、金融機関の過度の負担とならないよう十分に配慮すること。 	
関係条文	地方税法附則 35 条の二の六、35 条の四の二、 租税特別措置法第 3 条、第 37 条の 12 の 2、第 37 条の 16、第 41 条の 12、第 41 条の 14、第 41 条の 15	
要望理由	<p>現行制度においては、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算できないなど金融商品間において損益通算の制限があり、リスク資産の損失について十分な整備がなされていない。</p> <p>このため、金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備することが必要である。</p>	
減収見込額	（初年度） — （ — ）（平年度） — （ — ） （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 なし ・ 融資、補助金その他 なし
	22 年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 国税においても同様の措置を要望 ・ 融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	平成 17 年度税制改正から要望している。	
本要望に対応する縮減案	なし	